

八 頭 町 長 吉 田 英 人 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 高 橋 信 一 郎

### 令和2年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和元年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を次のとおり報告する。

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア 町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

##### (2) 監査の実施時期

令和2年10月2日から10月13日までのうち5日間実施した。

##### (3) 監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

##### (4) 監査実施機関等の数

区 分	監査対象数	監査実施数
補助金等交付団体	592	33
指定管理者	10	4
合 計	602	37

## (5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 丸 山 長 智  
          //      高 橋 信 一 郎

## 2 監査の結果及び意見

### (1) 概 要

補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、指定管理事務を行ううえで公の施設の運営及び事務処理、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主な主眼点に監査を実施した。

#### ① 監査の結果、補助金交付事務関係で指摘事項に該当するものが次のとおり認められた。

ア. 八頭町バス運行対策費補助金において、本来適用すべき補助金名を間違えて、類似した他の補助金名で交付決定し、支出しているものが1件認められた。本件はたまたま補助要綱の補助率が同一であったことから交付した補助金額の誤りは認められなかった。

基本的なミスを犯したまま処理された要因は、稟議回付時の検証が励行されていなかったことにある。

イ. 特色ある学校づくりに係る各小中学校の外部講師に対する謝金については、町としての「報償費基準一覧」を定めているが、基準となる額については『県内程度に知名度があるもの』に限られており、県外の講師については『全国程度に知名度又は、活動範囲があるもの』に該当し、『その都度協議』という定めがあるのみであり、学校ごとの判断に委ねられている実態となっていることから、謝礼金額に統一性がなく公平性を欠いた取扱となっている。

また、支払金額についても、交通費とは別に10万円以上の謝金を支払っている事例があるが、国の「謝金の標準支払基準」の時間当たりの報酬額と比べても高額過ぎる感があり、県外から招聘する講師に対する謝金の額についても再考の余地があることから、早急に統一基準の策定を含め検討すべきである。

ウ. 特色ある学校づくり補助金において、当初予定していた事業が終わった年度末に当該事業年度に必要としない不要不急な物品などを購入し、故意的に返還額を少額にしている実態が見られる。その背景には、補助金交付要綱において「補助事業に係る諸経費の一部」と規定されているが、補助金交付に当たっては「予算の範囲内とする」という点を重視して、100%補助している。こうした取扱いは事業者自己負担が全くないこともあり、『いったん受理した補助金は使いきり返したくない』という昔ながらの悪しき慣習がいまだに残っているようである。

このような不必要な補助金の使途を発見した場合には、何らかのペナルティを課すなど、事業者に対して厳しく対応すべきである。また、諸経費の一部を補助するのではなく、必要経費を100%補助しても問題がないのであれば、補助金交付要綱の条文内容も見直す必要がある。

エ. 八頭町農業用施設等整備補助金交付要綱第3条において、適用の範囲として『1箇所の工事費が5万円以上であり』、第5条において『交付限度額は20万円とする』と規定されている。

同一業者が同じ水系の同一箇所を同一時期に施工しているにも拘わらず、改修工事と新設工事は相違する工事であるとの判断から2件に分割して処理している。2件を合計すると20万円を若干超える補助金が交付されているが、補助要綱において「1箇所の工事費」と限定されている以上は、この2件を1件として取扱ひ、交付限度額の20万円で頭打ちすべきであり、特定の者に恩恵や利益を与えることなく公平性を保つ必要がある。

#### ② 指定管理業務で指摘事項に該当するものとしては、

ア. 指定管理協定書第15条に掲載されている管理物件から洩れている施設などが、「やまめ供給施設」及び「船岡保健センター」で認められたほか、指定管理施設の記載内容が正確でないものが「大門体験農園」で認められたので、次期改定期を利用するなどして正確な内容に変更する必要がある。

イ. 指定管理協定書で定められている施設の営業時間が実態と相違しているものが、「やまめ供給施設」及び「船岡保健センター」で認められたので、実態を確認したうえで協定書の内容を見直すべきである。

(2) 実施状況及び指摘事項

ア 補助金等交付団体

1) 総務課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町消防施設整備事業費補助金(郡家殿)	400,000	266,000	10月2日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

2) 企画課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
路線維持費(補てん分)補助金	21,350,305	6,109,982	10月2日 監査室
八頭町家庭用発電設備等導入推進補助金 (太陽光発電システム)	1,416,764	56,500	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

補助金交付台帳の備考欄「交付条件および根拠」条例等に記載されている補助金交付要綱に誤りが認められた。

(誤：八頭町広域バス路線維持費補助金交付要綱 正：八頭町バス運行対策費補助金交付要綱)

3) 人権推進課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町人権教育推進協議会補助金	1,906,483	1,906,473	10月2日 監査室
部落解放同盟八頭町協議会補助金	5,481,277	5,481,270	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

八頭町人権教育推進協議会補助金の補助金交付台帳の交付年月日の年号が誤っている。

(誤：平成31年5月15日 正：令和元年5月15日)

#### 4) 男女共同参画センター所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町男女共同参画推進事業補助金	88,945	76,303	10月2日 監査室

##### ○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

補助金交付台帳の備考欄「交付条件及び根拠」条例等に「八頭町男女共同参画推進事業補助金交付要綱」である旨が記載されていない。

#### 5) 町民課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
鳥取県子どもエコクラブ活動支援補助金 (郡家東保育所子どもエコクラブ)	110,998	55,499	10月5日 監査室

##### ○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

補助金交付台帳の備考欄「交付条件及び根拠」条例等に、交付条件が定められている「鳥取県子どもエコクラブ活動支援補助金交付要綱」が記載されていない。

#### 6) 福祉課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会補助金	68,990,000	68,990,000	10月2日 監査室
八頭町福祉のまちづくり推進事業補助金 (郡家コミュニティセンター)	5,865,000	1,103,000	
八頭町福祉のまちづくり推進事業補助金 (大樹寺)	5,060,000	952,000	

##### ○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

社会福祉法人八頭町社会福祉協議会補助金に係る根拠条例「八頭町社会福祉法人の助成に関する条例」である旨が記載されていない。

## 7) 保健課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町地域医療介護総合確保基金事業費補助金	41,151,000	41,151,000	10月5日 監査室

## ○監査結果

事業はほぼ目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

補助金交付台帳の備考欄「交付条件及び根拠」条例等に、「八頭郡地域医療介護総合確保基金事業費補助金」である旨が記載されていない。

## 8) 産業観光課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
鳥取県親元就農促進支援交付金	1,200,000	400,000	10月7日 監査室
八頭町産米ブランド化推進事業費補助金	500,577	206,725	
園芸産地継承システムづくり支援事業費補助金 (鳥取いなば農業協同組合八東支店柿生産部)	1,635,200	817,600	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)(麻生部落鳥獣害対策)	510,534	255,267	
平成31年度八頭町間伐材搬出等事業費補助金 (八頭中央森林組合)	11,644,652	11,644,652	
平成26年産米価格低下緊急融資利子助成事業費 補助金 (鳥取いなば農業協同組合)	10,081	3,360	
八頭町農業青年会議事業費補助金	495,186	100,000	
八頭町農業用施設等整備費補助金(ウソ谷片山堰) その1	378,000	189,000	
八頭町農業用施設等整備費補助金(ウソ谷片山堰) その2	81,000	40,000	
平成31年度八頭町観光協会補助金	12,697,031	11,664,959	10月12日 監査室
平成31年度八頭町商工会補助金	24,948,170	9,600,000	
八頭町特産品振興協議会補助金	110,261	30,000	
八頭町商工会プレミアムきらめき商品券発行事業 補助金	65,509,372	4,670,727	

## ○監査結果

① 鳥取県親元就農促進支援交付金については、交付金を受けようとする農業経営主は、鳥取県親元就農促進支援交付金事業実施要領第5の1に規定する研修計画書を作成し、市町村長の承認を受けているが、提出された研修計画書には外部団体等から栽培技術や経営ノウハウ等を学ぶものはない。

また、研修記録簿には日々の農作業などが羅列されており、栽培技術は家族の経営指導や経営ノウハウ指導では得られるものに限度があることから、研修計画を受理する段階で外部での研修も組み入れるように助言、指導を行うことも必要であると思料する。

② 八頭町間伐材搬出等事業費補助金については、補助金の額の確定に係る稟議書において、町費は正確に記載されているが、参考として記載されている算定式の積が誤っている。

③ 八頭町農業青年会議補助金について、当該補助金の収支決算書の支出状況を見ると、補助金の使途として認められていない多額の飲食費に使われている。繰越金も補助金交付額の2倍以上の額が計上されており、一見すると補助金の返還や交付する補助金の減額等の措置を要する内容となっている。

内容を精査すると、当該補助金のほか「販路拡大補助金」、さらには「登山道整備委託金」及び「乾公園整備委託金」の収支額を含め、ドンブリ勘定の収支計算書が提出されている。

2つの委託金については労働報酬として精算することなく、事業完了時の打ち上げ等の資金として残しておき、飲食費に充てる方式にしていることから、このような疑念が発生する要因となっている。また、多額の繰越金もこれに関連した蓄財だと思われるため、今後は委託金の収支を除くなどした収支報告書を提出させる必要があるものと思料する。

④ 八頭町農業用施設等整備補助金（ウソ谷片山堰）のその1及びその2の2件については、八頭町農業用施設等整備補助金交付要綱第3条において、適用の範囲として『1箇所工事費が5万円以上であり』、第5条において『交付限度額は20万円とする』と規定されている。

そうした中で、その1の事業に対して189,000円の補助金を交付、その2の事業に対して40,000円の補助金を交付している。この2件は農業用水路の同一箇所であるものの、工事内容が流入土砂撤去と新設の堰設置は別工事であるものと認定し、それぞれ別の事業として採択し交付決定している。

当該工事箇所は、同一箇所の用水路の工事であるほか、同一事業者が同一時期に施工していることから、1箇所工事として取り扱うべきであり、補助金交付額も2件合わせて交付限度額の200,000円で頭打ちすべきであったと思料する。

⑤ 八頭町特産品振興協議会補助金については、補助要綱が策定されていない。

⑥ 八頭町商工会プレミアムきらめき商品券発行事業補助金については、補助要綱が策定されていない。

⑦ 平成31年度八頭町観光協会事業補助金については、人件費及び観光の振興と安定を図るための事業費分として11,919,000円の補助金を交付しているが、観光協会の令和元年度収支決算書（一般会計）においては、収支差額276,131円が発生し、補助金の出資率に応じた254,041円を返還している。

一方、同協会の営業事業特別会計においては、5,000,000円前後の繰越金を保有し続けている実態がみられる。

一般会計においては、町からの補助金が収入総額の90%を超え、町職員を配して町事業の一翼を担っている同協会が利益事業特別会計において、繰越金を積み増ししている状況下で、固定額的に補助金を交付することは望ましくないと思われることから、事業費部分に係る補助金交付額を調整するなど検討の余地があるのではないかと思料する。

また、同協会の役員人選については、補助金額の予算決定に関わらない者のみで構成すべきであると思料する。

## 9) 農業委員会所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町農業者年金友の会補助金	168,239	13,992	10月7日 監査室

### ○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

八頭町農業者年金友の会補助金については、補助金等交付台帳の備考欄に「農業者年金友の会補助金要綱」である旨が記載されていない。

10) 学校教育課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
特色ある学校づくり補助金(郡家東小学校)	530,000	530,000	10月5日 監査室
特色ある学校づくり補助金(郡家西小学校)	422,569	422,569	
特色ある学校づくり補助金(船岡小学校)	477,193	477,193	
特色ある学校づくり補助金(八東小学校)	496,000	496,000	
特色ある学校づくり補助金(八頭中学校)	487,200	487,200	
八頭町教育会補助金	299,529	178,475	

○監査結果

① 特色ある学校づくり補助金の使途についてみると、東京等の遠距離から招いた講師に対する謝礼の支払いについては、町として『報償費基準一覧』を定めているが、県外講師については『その都度協議』することとしていることから、学校ごとに謝礼及び交通費の取扱いが相違している。

交通費込みで10万円のもの(郡家東小学校)、交通費は別途支払い謝金のみで11万円のもの(船岡小学校)があり、謝金の支払額が各小学校で相違しており公平性を欠いている。

② また、八東小学校に交付された同補助金の使途の状況を見ると、各事業が終わった年度末の3月中旬以降に当該年度に使用することのない一輪車、カメラ、CDラジカセなど不要不急な物品などを購入して使いきっているほか、八頭中学校においても同様に年度末に68,255円のデジタルカメラを購入し、8,900円を残して返納しており、高額備品の購入や不用額の未返還など補助金等の取扱い方針に反した取扱いが行われている。

11) 社会教育課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町小・中学校PTA連絡協議会補助金	369,960	348,261	10月5日 監査室
八頭町小中学生育成事業補助金(ホッケー)	40,500	10,000	

○監査結果

① 八頭町小・中学校PTA連絡協議会補助金については、講師謝金の金額が交通費別で10万円支払われており、特色ある学校づくりの補助金の講師謝礼と相違した金額となっており、講師謝金の取扱いを統一する必要がある。

② 八頭町小中学生育成事業補助金については、補助要綱第4条の補助金の額の記載の中で、補助金の限度額として、『国内研修は一人当たり1万円(2年度より3万円に改正)、国外研修は一人当たり10万円』と記述されているが、要綱の限度額は研修に限らずスポーツの大会を含むものとして要綱が策定されているのであれば、「研修」という文言は不要であると思料する。

イ 指定管理者

1) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
八東ふるりの森	有限会社 高田技研 代表取締役 高田豊実	10月2日	管理料 (3年間)	R元年度	4,037,000
				R2年度	4,074,000
				R3年度	4,074,000
		現地	指定期間	H31.4.1 ~ R4.3.31	

○監査結果

令和元年度は総事業費 7,605,943 円で、指定管理料 4,037,000 円で業務が行われている。

ふるりの森が開設されたときに整備された施設及び設備については、改修等が行われないうまま老朽化しているほか、開設当時調達された備品等も毀損しても更新されることなく使用に耐えないものがあるなど、指定管理者協定書第19条第5号に定める「施設、付属設備、及び備品の維持管理を適正に行い、常に良好な状態を保つ」ことを求めることは厳しいものと思われる。

さらには、インターネットや携帯電話が普及してきた社会環境の中で、電波が通じないエリアであり、緊急時における連絡手段が絶たれているような環境下において、協定書の中で求められている管理業務を継続していくことが難しくなった状況も窺えることから、通信手段の確保のほか、施設の改修又は存続など今後の在り方を見直す時期に来ているように思われる。

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
やまめ供給施設	私都養殖漁業生産組合 組合長 岡垣健児	10月5日	管理料 (3年間)	H30年度	159,000
				R元年度	160,000
				R2年度	161,000
		現地	指定期間	H30.4.1 ~ R3.3.31	

○監査結果

令和元年度は総事業費 10,941,037 円のうち指定管理料 160,000 円で業務が行われている。

① 指定管理者協定書第15条に掲載されている管理物件のうち建物については、管理棟1棟と東屋1棟に限定されているが、これ以外に南西側に他の東屋が1棟と駐車場が存在している。当該供給施設及び隣接する姫路公園の指定管理物件のいずれにも含まれておらず、指定管理協定書上では管理者不在の施設となっている。

施設の除草管理等はやまめ供給施設の指定管理者の善意により行われている実態もあり、当該施設の指定管理物件に追加することが望ましいと史料する。

② 当該施設を釣り堀等に開放して営業する日は、毎年5月に開催される姫路公園まつりの1日のみに限定されているのが実態であることから、指定管理者協定書第16条の乙が行う業務の範囲における「利用手続きに関する業務」の内容は実態と乖離した内容であることから、今年度末の更新時期を機会に営業に関する条文内容を見直す必要がある。

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
大門体験農園	物産館みかど 会長 棟尾純一	10月7日	管理料 (3年間)	H30年度	425,000
				R元年度	428,000
				R2年度	432,000
		現地	指定期間	H30.4.1 ~ R3.3.31	

○監査結果

令和元年度は総事業費 106,602,676 円のうち指定管理料 428,000 円で業務が行われている。

指定管理協定書第 15 条の管理物件の附属便所の構造等は平屋建てであるが、管理棟と一緒に掲載していることから 2 階建て扱いとなっている。

次回改定期には記載内容を見直しておく必要がある。

2) 保健課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
船岡保健センター	社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 会長 桑村和義	10月13日	管理料 (3年間)	R元年度	7,093,000
				R2年度	7,093,000
				R3年度	7,093,000
		現地	指定期間	H31.4.1 ~ R4.3.31	

○監査結果

令和元年度は総事業費 7,079,500 円で、指定管理料 7,093,000 円で業務が行われている。

① 本施設内には、自転車置き場、東屋、遊具が整備されているが、指定管理者管理業務仕様書の施設の概要の中に記載されていないことから、施設として掲載しておく必要がある。

② 指定管理者協定書第 13 条第 2 項に指定管理料は年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）に分割して町に請求することと規定されているものの、それぞれの支払い月の額が明記されておらず、他物件の指定管理協定書と均衡が取れていない。

③ 指定管理者協定書更新時（H31.4.1）に提出された事業計画書を見ると、当該施設の年末年始の休館日は 12 月 30 日～1 月 3 日と記載されているが、八頭町保健センター条例施行規則及び指定管理者協定書の業務仕様書は 12 月 30 日から 1 月 4 日と指定されており、規定と相違した内容の事業計画書を受理している。